

平塚市子どもの生活習慣病予防対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市子どもの生活習慣病予防対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 小児期における生活習慣病の予防対策の調査研究に関すること。
- (2) 小児期における生活習慣病の予防対策の実施計画に関すること。
- (3) 小児期における生活習慣病の予防対策の指導に関すること。
- (4) その他小児期における生活習慣病の予防対策に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師 2人以内
- (2) 歯科医師 1人
- (3) 保育所、幼稚園又は小学校の乳児、幼児又は児童の保護者 4人以内
- (4) 保育所の長 2人以内
- (5) 幼稚園の園長 2人以内
- (6) 平塚市立小学校の校長 1人
- (7) 養護教諭 1人
- (8) 栄養士 1人
- (9) 神奈川県平塚保健福祉事務所の職員 1人
- (10) 学識経験者 1人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康・こども部健康課で処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。